告示

○内閣府告示第四十号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国立大学法人群馬大学総合情報メディアセンター図書館の項中「図書館」を「図書館部門中央図書館」に改める。

国立大学法人群馬大学総合情報メディアセンター図書館医学分館の項中「図書館医学分館」を「図書館部門医学図書館」に改める。

国立大学法人群馬大学総合情報メディアセンター図書館工学分館の項中「図書館工学分館」を「図書館部門理工学図書館」に改める。

○総務省告示第百七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、新党大地から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（平成二十五年総務省告示第四十三号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年四月八日

総務大臣　新藤　義孝

新党大地のうち

「新党大地十勝支部	新党大地・真民主十勝支部	二五、一、一一」を
「新党大地十勝総支部	新党大地・真民主十勝支部	二五、一、一一」に改める。

○法務省告示第百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表農事組合法人エヌチキンの項中「農事組合法人エヌチキン」を「株式会社エヌチキン」に改める。

○法務省告示第百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

東京ガスケット工業株式会社	埼玉県比企郡川島町八幡六丁目十二番地　金属プレス加工
豊友工業株式会社	岐阜県岐阜市祈年町八丁目十番地　工場板金
株式会社アクトメタル	愛知県豊田市駒新町金山六十一番地　めっき
株式会社関西ポートリー	兵庫県姫路市豊富町神谷二千二百七十九番地　畜産農業

○法務省告示第百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表ＪＡ全農ミートフーズ株式会社の項中「ハム・ソーセージ・ベーコン製造」の下に「、食肉加工」を加える。

○財務省告示第百十三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月八日

財務大臣　麻生　太郎

関東財務局横浜財務事務所横須賀出張所の項中「神奈川県横須賀市日の出町一―四―一」を「神奈川県横須賀市新港町一―八」に改める。

○財務省告示第百十四号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月八日

財務大臣　麻生　太郎

関東財務局横浜財務事務所横須賀出張所の項中「神奈川県横須賀市日の出町一丁目四番地一」を「神奈川県横須賀市新港町一番地八」に改める。

○厚生労働省告示第百三十七号

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第八条第一項の規定に基づき、独立行政法人雇用・能力開発機構又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が都道府県に職業能力開発促進センター等の用に供されている資産を譲渡する場合に都道府県が職業能力開発促進センター等の機能を維持することができると厚生労働大臣が認める基準（平成二十三年厚生労働省告示第百八十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年四月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

題名中「独立行政法人雇用・能力開発機構又は」を削る。

本則中「第七条第一項又は」及び「独立行政法人雇用・能力開発機構又は」を削り、本則第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構又は」を削り、「特段の理由のない限り」を「地域協議会（都道府県が職業能力開発促進センター等の運営に当たり設置及び開催する協議会であって、労働者を代表する者、事業主を代表する者、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員その他の関係者から成るものをいう。以下同じ。）の了承を得て変更を行う場合を除き、」に改め、本則第二号中「労働者を代表する者、事業主を代表する者、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員（平成二十三年十月一日以後にあっては独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員）その他の関係者から成る協議会（以下「地域協議会」という。）を設置及び開催し、当該関係者」を「地域協議会」に改め、本則第六号中「独立行政法人雇用・能力開発機構（平成二十三年十月一日以後にあっては独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に、「当該変更の内容及び前号の地域協議会の意見等」を「第一号の地域協議会の了承を得た旨及び当該変更の内容等又は前号の地域協議会の意見及び当該変更の内容等」に改める。